



広報

りしり

平成6年

2月号

No.276

祝

平成6年利尻町消防団出初式 コミュニティー消防センター落成式



平成6年利尻町消防団出初式(1月7日)

■人口と世帯■

世帯数	1,349	(+4)
人口	4,780人	(+7)
男	2,368人	(+4)
女	2,412人	(+3)

平成5年12月末日現在
(住民基本台帳登録人口)

■おもな内容■

- 2～3…わが町の家計簿
- 4～5…お知らせ
- 6……町・道民税の申告が始まります
- 7……わが家のアイドル
- 8……利尻の博物誌(りしりの語り⑦)
- 9……消防だより
- 10……戸籍のうごき

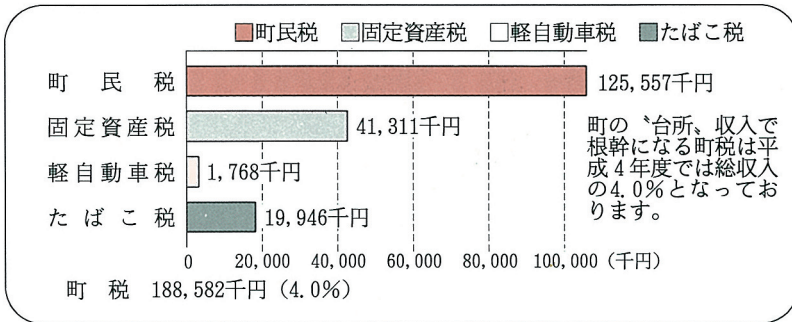
交通事故死ゼロ記録2月1日現在795日

の家計簿

われたお金 46億5千1百79万1千円

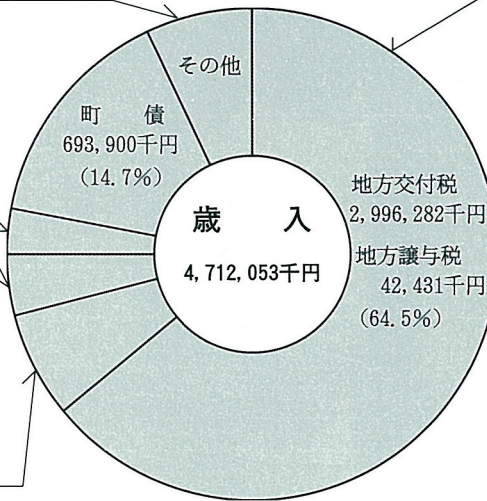
町の台所

十二月の定例議会で平成四年度の決算が認定されました。みなさんが納めた税金や国・道からの交付金や借入金などによって、いろいろな事業を行っています。町税が一億八千万円ほどしかないのに、何十億円もの仕事ができるという町の台所はどんな具合なのか」という疑問も聞かれます。私たちの町の「台所」が一体どのような中身になっているのか。をみなさんに図表であらましをお知らせします。



利子割交付金	6,015千円
分担金及び負担金	16,581千円
使用料及び手数料	51,872千円
財産収入	40,999千円
寄付入金	2,650千円
繰越金	50,474千円
繰上収入	36,037千円
繰下収入	104,066千円
合 計	308,694千円 (6.6%)

収入内訳



町 税	188,582千円 (4.0%)
-----	------------------

道支出金	149,510千円
自動車取得税交付金	15,127千円
合 計	164,637千円 (3.5%)

国庫支出金	317,044千円
交通安全対策特別交付金	483千円
合 計	317,527千円 (6.7%)

▼地方交付税は、町が、一定水準の仕事をしていくのに必要なお金を、自治体自身の収入だけでまかなわれない分を国が交付してくれるお金です。
▼地方譲与税は、国税として国が徴収しその一部を町に配分してくれるもので、国税の地方道路税(揮発油に含まれる税金)と自動車重量税の一部が町道の延長および面積に按分して町に入るお金です。

▼寄付金
一般寄付金及び指定寄付金です。

▼町債
町が事業を行う際の財源にあてるための長期の借入金です。

▼繰入金
財政調整基金の他(現在一〇基金が設置されている)・砕石事業会計などからの繰入金です。

▼道支出金
町の特別な事務事業の財源にあてるため道から交付されるお金です。

▼自動車取得税交付金
自動車取得税の一部を町道の延長および面積に按分されて国から交付されるお金です。

▼国庫支出金
町の特別な事務事業の財源にあてるため国から交付されるお金です。

平成4年度決算報告

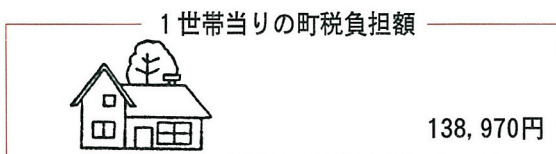
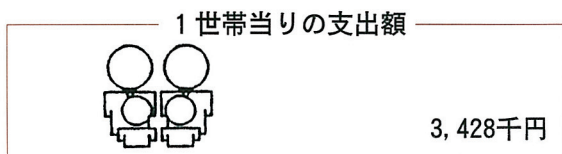
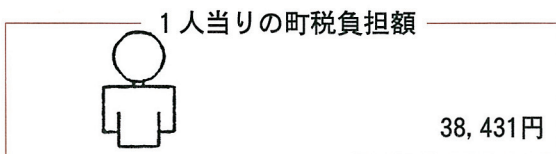
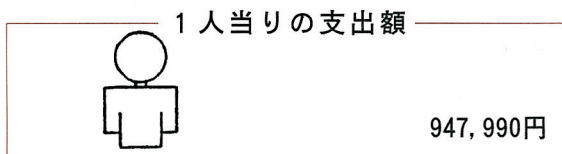
一般会計

収入 4,712,053千円

支出 4,651,791千円

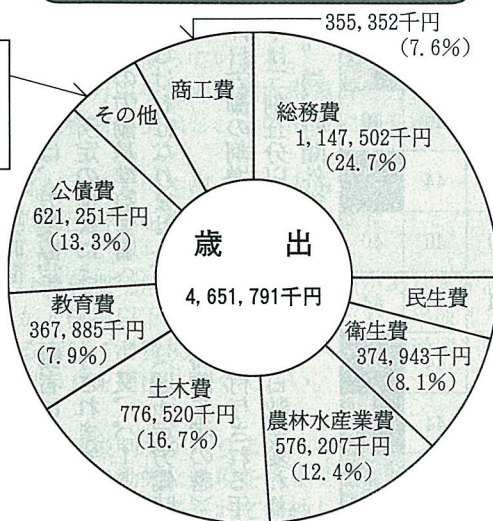
わが町

豊かな、明るい町づくりに使



支出内訳

議会費	73,727千円
消防費	162,108千円
合計	235,835千円 (5.1%)



196,296千円 (4.2%)

下の性質別の支出内訳は、左図のグラフをさらに分析して、使われたお金はどのような性質に区分されるかを表したものです。

《性質別の支出内訳》

維持補修費	(各施設や道路などの維持補修費で除雪経費も含む) 60,324千円 (1.3%)
公債費	(町債の元利償還金や一時借入金の利子など) 621,251千円 (13.3%)
物件費	(賃金、旅費、一般消耗品、備品購入費、郵便料、電話代、光熱水費など) 302,905千円 (6.5%)
人件費	(議員の歳費、特別職や町職員の給料等、各種委員等報酬など) 590,843千円 (12.7%)
扶助費・補助費	(各種団体への補助金や交付金、各種保険料、各種会費や謝礼など) 546,529千円 (11.8%)

投資及び出資金貸付金	(商工業者、漁業者などに対する貸付金) 164,189千円 (3.5%)
繰出金	(宿泊施設会計、老人保健特別会計等への繰出金) 212,856千円 (4.6%)
積立金その他	(建設基金積立金など) 743,444千円 (16.0%)
普通建設事業費	(各種建設事業費や用地購入費など) 1,409,450千円 (30.3%)

労働基準法が 改正されました

『平成六年四月一日施行』

改正のあらまは、次のとおりです。

一、一週間の法定労働時間は、四十時間となります。尚、一定の業種・規模の事業場については、平成九年三月三十一日までの間、猶予措置がとられ、本年四月一日からの法定労働時間は、次の図のとおりとなります。

二、新たに林業が労働時間・休憩・休日に関する適用を受けます。

三、変形労働時間制の最長期間が三ヶ月から一年に延長されます。

一年単位の変形労働時間を採用するには、労使協定を締結し、所定の様式により所轄の労働基準監督署へ届けなければなりません。

四、休日労働の割増賃金の割増率は三割五分以上となります。尚、時間外労働と深

夜労働の割増率は従来通り二割五分以上です。

五、年次有給休暇の付与要件が変わります。

雇い入れ日から起算して六ヶ月継続勤務し、全労働日の八割以上を出勤した労働者には十日間の日数が付与されます。

又、パートタイム労働者（週所定労働時間が三十五時間未満の者）に対して比例付与される年次有給休暇の日数も変わります。

詳しくは、稚内労働基準監督署または北海道労働基準監督課へお問い合わせ下さい。

稚内労働基準監督署

〇一六二―二三―三八三三

北海道労働基準局

〇一一―七〇九―二三―一一

法定労働時間の枠組み

- 原則(週40時間)
- 特例(週46時間)
- 猶予(週44時間)
- 特例の経過措置(週48時間)
- 特例に準じた経過措置(週46時間)

業種	規模	労働時間				
		301人以上	101~300人	31~100人	10~30人	1~9人
製 造 業		40	44	44	44	46
鉱 業		44	44	44	44	46
建 設 業		40	44	44	44	46
運 輸 交 通 業		44	44	44	44	46
貨 物 取 扱 業		44	44	44	44	46
林 業		44	44	44	44	44
商 業		40	44	44	44	46 48
金 融 広 告 業		40	40	40	40	40
映 画 ・ 演 劇 業		40	40	44	44	46
通 信 業		40	40	40	40	40
教 育 研 究 業		40	44	44	44	44
保 健 衛 生 業		40	44	44	44	46
接 客 娯 楽 業		40	44	44	44	46 48
清 掃 ・ 食 肉 処 理 業		44	44	44	44	46
官 公 署		40	40	40	40	40
そ の 他 の 事 業		40	40	44	44	44



所得税の確定申告は正しくお早めに

平成5年分の所得税の確定申告が、2月16日から始まります。

申告期限は3月15日ですが、期限間近になりますと税務署は大変混雑し、落ち着いて相談できなかったり、長時間お待ちいただくようなこともあります。

確定申告はできるだけ早めにお済ませ下さい。

◎正しい確定申告を

所得税は自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、自ら税法に従って自分の所得と税額を正しく計算して申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。

昨年1年間の所得と税額を正しく計算し、お早めに申告と納税を行って下さい。

◎申告書を書くときは

申告書を書くときには「所得税の確定申告の手引き」や「申告書の書きかた」を参考にしてください。

「申告書の書きかた」に示されている番号順に記入していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっています。

税務署から、申告書用紙が送られている場合は、必ず送られた用紙で申告してください。また、送られていない場合は、税務署に申告書用紙や「申告書の書きかた」などが用意してありますのでご利用ください。

所得や税額の計算の仕方、申告書の記載の仕方などで分からない点がありましたらお気軽に最寄りの税務相談室や税務署にお尋ねください。

— 個人事業者の方へ —

消費税の確定申告は正しくお早めに

平成5年分の消費税の確定申告が始まっています。

平成3年分の課税売上高が3千万円を超える個人事業者の方は、平成6年3月31日までに「消費税確定申告書」を作成して所轄の税務署に提出し、その消費税額を納付していただくことになっています。

◎確定申告の必要な方

- (1) 平成3年分の課税売上高が3千万円を超える個人事業者
- (2) 「消費税課税事業者選択届出書」を提出した個人事業者

◎申告書は2種類あります

「消費税確定申告書」には簡易課税用と一般用の2種類があります。

平成3年分の課税売上高が4億円以下の課税事業者の方で、平成4年末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している方は『消費税確定申告書（簡易課税用）』を、その他の個人事業者の方は『消費税確定申告書（一般用）』を提出してください。

◎振替納税制度

消費税の納税の方法に、振替納税制度があります。

これは銀行などの預金口座から自動的に納税を済ませるものであり、この制度を利用すると、わざわざ銀行などに出かけて納めたり、納期限を忘れて滞納してしまうこともなくなり、たいへん便利です。

振替納税のご利用をお勧めします。

「白い粉」撲滅・「けん銃」密輸阻止にご協力を!!

2月は、全国一斉の「薬物乱用事犯取締強化月間」及び「けん銃特別取締期間」です。

- (1) 覚せい剤や麻薬など「白い粉」の汚染が拡大し、乱用者も主婦や学生にまで及んでおります。
- (2) けん銃による犯罪が多発し国民の平穏な日常生活に対して重大な脅威となっております。

税関では、他の取締機関や世界各国の税関などと協力して日夜水際での取締りを行っております。

「白い粉」・「けん銃」に関して目にしたり耳にされた情報を、最寄りの税関へ通報してください。どんな、さ細なことでも結構です。

密輸110番 0162-23-3289

稚内税関支署 稚内市開運町・合同庁舎内

ご協力をお願いします。

平成6年 所得税・住民税申告日程表

【仙法志地区】

月 日	対 象	時 間	会 場
2月4日(金)	久連地区	9:30~12:00	久連自治会館
	長浜地区	13:00~16:00	長浜自治会館
7日(月)	神磯地区	9:30~12:00	神磯自治会館
	政泊地区	13:00~16:00	政泊自治会館
8日(火)	本町地区	9:30~16:00	利尻町公民館
9日(水)	元村地区	9:30~16:00	元村自治会館
10日(木)	御崎地区	9:30~16:00	御崎自治会館
14日(月)	当日地区で申告 できなかった方	9:30~16:00	利尻町公民館
15日(火)	同上及び 所得税還付相談	13:30~16:00	利尻町公民館
3月10日(木)	当日地区で申告 できなかった方	9:30~16:00	利尻町公民館

【沓形地区】

月 日	対 象	時 間	会 場
2月15日(火)	蘭泊地区	9:30~12:00	蘭泊自治会館
16日(水)	神居1地区	9:30~16:00	神居第1自治会館
17日(木)	神居2地区	9:30~16:00	神居第2自治会館
18日(金)	泉町1 2地区	9:30~16:00	役場1階小会議室
21日(月)	泉町3 4地区	9:30~16:00	役場1階小会議室
22日(火)	本町地区 所得税還付相談	9:30~16:00	役場1階小会議室
23日(水)	営業者所得 申告相談	9:30~16:00	役場1階小会議室
24日(木)	富士見町 港町地区	9:30~16:00	役場1階小会議室
25日(金)	緑町地区	9:30~16:00	役場1階小会議室
28日(月)	日出町地区	9:30~16:00	役場1階小会議室
3月1日(火)	種富町1地区	9:30~12:00	種富町第1自治会館
	税務申告相談	13:00~16:00	役場1階小会議室
2日(水)	種富町2 種富町3地区	9:30~16:00	種富町自治会館
3日(木)	新湊1地区	9:30~16:00	新湊自治会館
4日(金)	新湊2地区	9:30~16:00	新湊自治会館
7日(月)	新湊3地区	9:30~16:00	新湊自治会館
8日(火)	新湊4地区	9:30~16:00	新湊自治会館
9日(水)	栄浜地区	9:30~16:00	栄浜自治会館
11日(金)	当日地区で申告 できなかった方	9:30~16:00	役場1階小会議室
3月14日(月) 15日(火)	当日地区で申告 できなかった方 (利尻町全地区)	9:30~16:00	役場1階小会議室

町・道民税の 申告が 始まります。

所得税法並びに地方税法の規定に基づき、毎年二月十六日から三月十五日までを法定申告期間として全国一斉に申告受付事務が行われます。当町においても次の日程により申告受付事務を行いますので当日は最寄りの会場へ

必ずおいでの上、申告を済ませられますようお願いいたします。不申告や期間を過ぎますと罰則等を受けることになりまして必ず期間内に申告して下さい。当日は、広報りしり一月号

にてお知らせした書類等を忘れずに持参願います。又、土地や家屋を譲渡した方、個人から財産を贈与された方、生命保険契約等に基づいて一時金の支払いを受けた方についても最寄りの会場へおいでの上、申告を済ませ

て下さい。この他、申告について不明な点がありましたら、総務課税務係へお問い合わせ下さい。

(調査への御協力をお願い)

農業を営む皆様へ

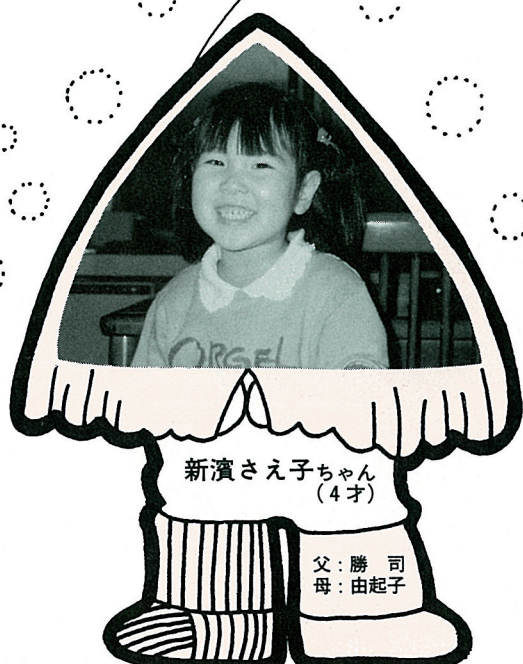
- ◆ 北海道では、本年2月1日現在ですべての農家及び農家以外の農業事業体を対象として、農業基本調査・概況調査を実施することになっています。
- ◆ この調査は、本道における農業の基本的事項の現状を明らかにし、各種農業振興施策を推進するための基礎資料とされます。
- ◆ 各統計調査員が2月1日以降におうかがいし、調査事項をお聞きしますので、御協力をお願いいたします。
- ◆ なお、調査した事項は、統計を作成するためにだけ使われるもので、その他の目的（税金の徴収など）に使用することはありませんので、ありのままをお答えください。

北海道企画振興部統計課

平成版

わが家のアイドル

14



利尻の語り (67)

種富町郷土誌

語り 柴田 徳蔵さん

キラクマチ

私は日高の様にってところで生まれて七才の時に利尻に渡ってきたんです。その当時種富町のことをタネトンナイって呼んでたんですけど、それがどんな意味なのかはわからないですね。

私が来た当時は、種富町には今よりもたくさん家があって、ヤヂの淵の近くにも何軒かの家があったり、今の山下さんの家のところから下がっていったところにも、ちょうど今のアワビやウニの養殖やってるところの近くにもちよっとした家のかたまりがあつてね、そしてそこがキラクマチって呼んでたんです。そこはね、秋田の人方多かったね。今は、七軒マチもキラクマ

チも誰もいなくなっちゃったね。

種屯内昆布

種富町はね昆布でもウニでもアワビでも昔はたいしたもんだったんだわね。ウニは三条会の谷永の崎ってね、離れ岩があるんですよ。ちょうど木材運搬船が座礁したところあたりだね、その辺行ったら、海さ足入れられないだけ、いだったんだもの。トゲがあたって痛くてね。たいしたもんだったね、昔は。今なら、何もいなくなっちゃったしね。

昆布はね、種富町の沖に高瀬があるのね、そこに生える昆布がたいした良い昆布でね、献上品に使ってたっていわれたの。どこに献上したのか

私にはよくわからないけど、おそらく神社だとかに献上したんだと思われるね。

とにかく、この昆布は良くて、売るのにも入札では種富町昆布って別に入札したもんですよ。他のよりも値段が高かったんです。したから、杓形じゅうから種富町の昆布採りに集まってきたんです。

アワビもたくさんいて、ゴロタに何十ってべったり付いてあったんですよ。今なら全然見えないけどね。

鯨番屋

鯨番屋はね、今のウニの養殖センターの近くに、今(ヤマジユウ)小倉の番屋だとか(ヤマキ)盛田の番屋、それと、今の高島さんの近所に高島さんの番屋の、大きなのが三ヶ所あったんですよ。

今は青森の人だということはおわかってるんだけど、今はどこだったべね。

鯨場なればね、内地から若い衆がたくさんやってきて、鯨漁の準備が整うとね、網下ろしやるんですよ。それはも

う盛大なものだったわね。子供の時にね、網下ろしなれば番屋にそれを見に行くんですよ。そうするとね、その番屋では大きなアンコ餅くれるのね。正月につくるアンコ餅よりももっと大きな餅ね。それ

と、鯨場に来る若い衆は煎餅だとか水飴だとかを持ってくるんですよ。それもよっくもらって食べたもんです。それが楽しみだったですよ。(以下、次号へ)



日中戦争出征兵士に送る慰問袋に入れた種富町の人々の写真

年の始めの無火災宣言

一月七日 仙法志

利尻町消防団出初式がコミュニティ消防センターの落成式を兼ねて、仙法志を会場に挙行されました。

落成式が行われたコミュニティ消防センターは近代的な設備を整え、人員も今までの二名から三名に増員になったことから、仙法志地区の防火体制の充実に一層の期待が持たれています。

またその後行われた分列行進は寒風吹きすさぶ悪天候のなか、百二名の精銳が一糸乱れぬ行進を行い、その士気の高さを示しました。



コミュニティ消防センター

『防火の輪 つなげて広げてなくす火事』



式典の様様



コミュニティ消防センター落成式

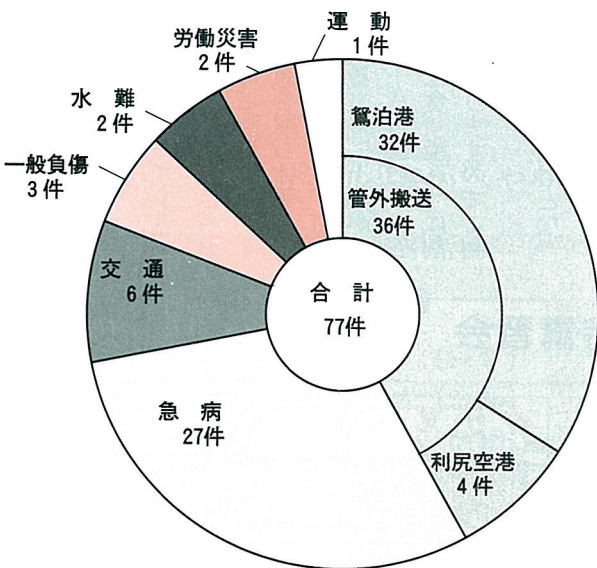
平成五年救急概況

(二月一日～十二月三十一日)

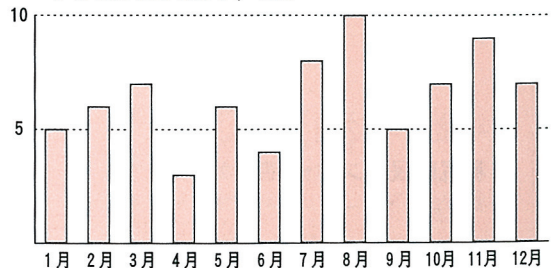
出勤件数及び事故種別は次の通りで、件数をみると昨年の九十一件より十四件の減少となっています。

また、月別出勤件数では八月の観光シーズンや三月、十月、十一月の季節の変わりめに出勤件数の増加が目立ちます。

事故種別



月別出勤件数



12月の火災・救急出勤件数 火災 0件 救急 7件

